



第4章 化学物質の環境リスクの評価・管理



第1節 化学物質の環境リスク評価

1 化学物質の環境中の残留実態の把握の推進

各種化学物質施策の規制・管理対象物質の選定や**環境リスク評価**に必要なばく露実態を把握することを目

的として、一般環境中の化学物質環境実態の調査を引き続き実施していきます。

2 化学物質の環境リスク評価の推進

化学物質の利用拡大に伴う環境問題に対して的確かつ迅速に対応するとともに、環境汚染の未然防止を図るため、環境リスクの管理のための施策の基礎となる環境リスクの評価を行うための体制を整備し、推進します。なお、**化学物質の内分泌かく乱作用**に関しては、EXTEND2010に基づき、評価手法の確立と評価の実施を加速化して進める他、化学物質の複合影響や高感受性や高濃度ばく露集団への影響といった観点も有害

性評価に含めた上での実施に向けて取り組みます。また平成23年4月に全面施行される改正**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律**（昭和48年法律第117号。以下「**化学物質審査規制法**」という。）に基づき、すべての化学物質から優先評価化学物質を絞り込むためのスクリーニング評価及びそれに基づく優先評価化学物質についての環境リスク評価を実施していきます。

第2節 化学物質の環境リスクの管理

1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく取組

平成23年4月に全面施行された化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質について、引き続き事前審査を行うとともにすべての工業用化学物質から優先評価化学物質を絞り込むスクリーニング評価を行うことで、優先評価化学物質の指定を行います。この優先評価化学物質について、必要に応じて有害性情報の提出を求めること等により、環境リスク評価を着実に実施し、

環境リスクが認められる場合は第2種特定化学物質に指定するなど、わが国における厳格な化学物質管理をより一層推進します。さらに、**官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム**（通称：**Japanチャレンジプログラム**）を通じて収集した情報については、国が評価を進めるとともに、引き続き国民に対し分かりやすく発信します。

2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく取組

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。「**化学物質排出把握管理促進法**」という。）に基づく**PRTR制度**については、地方公共団体と連携しつつ、届出データ

の集計・公表、個別事業所データの公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制度を引き続き円滑に運用していきます。また、対象物質の見直し等を内容とする化学物質排出把握管理促進

法に基づく政令の一部改正や届出事項の追加や二次元コードの採用等を内容とする同法に基づく省令の一部改正に関する内容の周知・徹底や、届出・推計データの多面的利用の検討等を実施し、必要な措置を講じます。

3 ダイオキシン類問題への取組

(1) ダイオキシン法等に基づく対策

平成17年に変更した国の削減計画等に基づき、特定施設に対する規制措置の徹底等を図るとともに、環境中の**ダイオキシン類**の存在状況を常時的確に把握し、**環境基準**及び規制基準の設定・見直し等の的確な実施を図るため、都道府県等が行う常時監視結果の取りまとめ・公表を引き続き行います。

一般国民が立ち入ることができ、かつ土壤環境基準を超過した地域に対し、対策地域の指定、対策計画の策定等の必要な措置が早急に講じられるよう、都道府県等に助言します。また、対策計画に基づき都道府県等が実施するダイオキシン類による土壤の汚染の除去等の対策について、都道府県等が負担する経費への助成、汚染土壤の浄化技術を確立するための調査等を引き続き実施します。

このほか、臭素系ダイオキシン類についても、リスク評価実施に向けその毒性やばく露実態に関する知見の収集・整理を行います。さらに、大気、水質等の環境中濃度や、ダイオキシン類を排出する可能性のある施設からの排出実態を把握します。

(2) その他の取組

ダイオキシン類の各種環境媒体や食物を通じたばく

MSDS（化学物質等安全データシート）制度については、事業者がMSDSの適切な交付・提供を行うよう、政令改正に伴う対象物質の変更も含め、引き続き周知を図ります。

露等に関する最新の情報を収集し、**ダイオキシン法**に基づく**耐容一日摂取量**をはじめとした各種基準等に係る科学的知見の一層の充実を図ります。

排出インベントリーの更新を行う等、施策の効果を把握するとともに、いまだ明らかになっていない発生源からの排出実態や発生源と環境中の濃度との関連等についての新たな科学的知見をさらに充実させ、必要な対策について検討し、さらに、平成22年度で目標年を迎えた国の削減計画の総括と、次期計画へ向けた検討を行います。

ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、測定に係る精度管理を推進するため、受注資格審査を行います。また、ダイオキシン類の測定及び分析技術の向上を図るため、地方公共団体の公的検査機関の技術者に対する研修を進めます。

環境、生物、人体等におけるダイオキシン類の汚染状況等について、関係府省の連携の下で実態把握を行います。

ダイオキシン類の継続的な発生抑制のため、廃棄物等の減量化や**リサイクル**対策を推進するとともに、廃棄物処理の適正なあり方について一層の充実を図るため、必要な措置を講じていきます。

国民に対して、ダイオキシン問題についての理解と協力を得るため、調査研究や技術開発の成果を公開する等、関係府省が協力して各種取組を進めます。

4 農薬のリスク対策

農薬取締法に基づき、**農薬登録保留基準**及び農薬を使用する者が遵守すべき基準等について適宜設定等を行うとともに、必要な基礎的知見の集積を図り、農薬登録保留基準の充実に向け更なる検討を進めます。特に、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準について、引き続き個別農薬ごとの基準値の設定を行います。

また、**特定農薬**の指定の検討及び農薬使用基準の遵守状況の確認を行っていきます。

さらに、農薬による生態影響に関する調査、農薬の環境中への残留実態調査、農薬の飛散対策に関する調査、農薬の吸入毒性に関する調査等の各種調査研究を行います。

第3節 小児環境保健への取組

環境中の化学物質等が子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにするため、3年間で10万組の親子の参加を募り、子どもが13歳に達するまで追跡する大規模かつ長期の出生コホート調査「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を、平成22年度から本格的に開始しています。この計画の2年目にあたる平成23年度においては、新たに、参加者約3万3千人を募集することとしており、これら参加者の募集や

追跡調査を確実に進めます。

調査の実施にあたっては、参加者への積極的な情報提供に努め、学会や産業界とも連携・協力していくこととしています。また、10万組の規模を目指した同様の疫学調査が米国でも実施されており、これら諸外国の調査や国際機関等とも連携していくこととしています。

第4節 化学物質に関するリスクコミュニケーション

化学物質やその環境リスクに関する市民、産業、行政等関係者の共通の理解を促進するリスクコミュニケーションの推進を図るため、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」、「化学物質ファクトシート」及び「化学物質時事解説シート」の作成・配布、ホームページによるこれらの内容の公表や、内分泌かく乱作

用、PRTRデータ等に関する最新情報の提供及びe-ラーニング機能の提供等を通じ、化学物質の環境リスクやリスクコミュニケーションに関する情報の整備に努めます。また、**化学物質アドバイザー派遣・育成事業**の充実を図り、対話を推進します。

第5節 国際的動向と日本の取組

平成18年2月に採択された**国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)**について、国内対応の検討を進めるとともに、アジア太平洋地域の対応にも積極的に貢献します。**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約**(以下「**POPs条約**」という。)については、国内実施計画に基づく措置や新たに条約の対象物質として追加された物質に対する措置を着実に講ずるとともに、東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催等により国際協力に貢献します。**国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC条約)**については、引き続き着実に履行します。**化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)**については、利用促進及び普及啓発を図ります。

国連環境計画(UNEP)等において地球規模での汚染防止対策の必要性が検討されている水銀、鉛、カドミ

ウム等の有害金属については、引き続き、環境モニタリング等の調査研究を進めます。特に、水銀については、リスク削減に関する条約制定に向けた国際的な議論に積極的に貢献します。

経済協力開発機構(OECD)における環境保健安全プログラムについては、化学物質安全性試験手法の開発の推進や、OECD加盟各国で大量に生産されている化学物質(HPV化学物質)等に係る安全性点検プログラムに対応した安全性点検・評価を着実に実施するとともに、工業ナノ材料作業部会の活動にも、積極的に貢献します。

欧州連合(EU)において段階的に施行されているREACHをはじめとした諸外国の化学物質規制に関する情報を収集し、国民や産業界等に向けて発信します。また、「日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログ」を定期的に開催する等、日中韓三か国における化学物質管理の連携・協力を推進します。



第6節 国内における毒ガス弾等に係る対策

茨城県神栖市については、地下水モニタリングを継続するとともに、コンクリート様の塊の撤去を行った地点の周辺において、高濃度の有機ヒ素化合物に汚染された地下水に係る対策を実施します。また、ジフェニルアルシン酸のばく露された方の症候及び病態の解明の状況を踏まえ、緊急措置事業のあり方を検討し、必要な対策を実施します。

神奈川県寒川町、平塚市及び千葉県習志野の事案については、土地改変時の安全確保のための注意事項を示した土地改変指針に基づき、毒ガス弾等による被害を防ぐ対策を実施します。

また、平塚市については、引き続き地下水のモニタリングを実施し適切な環境管理を行います。

毒ガス弾の可能性ある砲弾が発見・回収された千葉市の事案について、掘削確認調査により回収された毒ガス弾の可能性ある砲弾等について、無害化処理を適切に実施していきます。

環境省毒ガス情報センターにおいては、関係省庁及び地方公共団体の協力を得ながら、継続的に情報収集を行い、集約した情報や一般的な留意事項をパンフレットやホームページ等を通じて周知を図ります。